

平成18年9月6日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成18年9月6日
開会 10時00分 閉会 11時07分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議
- 3 出席者 9名
委員長 坂本 偉
副委員長 中野敏勝
委員 堀川貴庸 増田武夫 永井繁樹 佐々木芳男 豊島善江
杉坂達男 大野和政
議長 本保証喜
- 4 欠席者 なし
- 5 説明員 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 教育長 高橋平明
教育部長 水谷幸雄 学校教育課長 八代芳雄 学校教育係長 武田健吾
- 6 傍聴者 前川雅志 勝毎記者
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 8 審査事件 議案第57号 幕別町立学校あり方検討会条例
陳情第2号 「国を愛する心」を強制する「教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情
陳情第7号 「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」の提出を求める陳情
- 9 審査結果 別紙
- 10 審査内容 別紙

委員長 坂本 偉

◇審査内容

10：00 開会

○委員長（坂本偉） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日の議題につきましては、先に本委員会に付託されました議案1件と陳情2件であります。

それでは、議案審議に入りたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例を議題といたします。

説明員に説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） それでは、付託されました議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

本定例会の議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

本会議の西尾助役の提案理由と重複する部分があるかもしれませんが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

この関係は3月の定例会におきまして、林委員長が教育行政執行方針でご説明申しあげましたように、合併による小中学校数の増、あるいは少子化に伴う農村部の児童生徒数の減、さらには札内地域の団地造成など、いろいろな要因がありまして、通学区域の見直し、それから幼・小・中の連携、選択制なども含め学校の全体的な再編計画を検討する時期にきております。

また、前回の6月定例会で適正配置に関わる質問もいただいておりまして、教育長からは速やかに組織を立ち上げて検討するとお答えしているところであり、この度の条例提案となったものであります。

以下、条文に沿ってご説明を申し上げます。

第1条につきましては、検討会設置の目的と位置付けについて規定したものであります。

第2条は、所掌事項であります。検討会に学校の適正規模、適正配置、通学区域、その他を諮問し答申いただくものであります。

第3条は組織ですが、識見、校長、保護者、公共的団体の役員、公募、その他というように、委員15名以内で組織するものであります。ちなみに、公募委員は全体の3分の1ですから、5名程度というふうになるかと思っております。そうしますと、あとはそれぞれ2名ずつ、平均して2名ずつ選べば15名ということになります。任期につきましては第3条の第3項にありますように、答申後、解任とするものであります。

第4条は会長と副会長の役割、第5条につきましては検討会の会議、第6条は場合に応じて検討会に部会を設置することができるというものでありますけれども、実際には通学区域の部会と適正配置の部会に分けて検討いただいた方が効率的だろうというふうに思っております。

第7条につきましては検討会の庶務、第8条は委任であります。

最後に附則によりまして、施行日を公布の日からというふうにしております。

次に、今後の予定でありますけれども、この定例会で議決をいただきましたらできるだけ早い時期に進めたいというふうに思っておりますが、人選などに時間がかかりますので10月中には第1回目の会議を開催したいと、このように思っております。

その後、月1回程度の会議を行いまして、答申の目途といたしましては年度内というふうに思っておりますけれども、事が事だけに来年度までかかるかもしれません。

来年度答申されたとすれば、教育委員会としてその答申内容を充分尊重しながら、再編計画に取り組んでいくと、こういう形になるのかなというふうに思っております。

当然、この検討会とは別に地域住民の方々には話題提供をしながらご意見を伺っていくということも必要であろうというふうに思っております。

色々と疑問な点あるかと思いますが、後は質疑応答の中でお答えしたいと思います。

以上、よろしくお祈りを申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、これより質疑及びご意見を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 2、3、まずあり方について若干お伺いしたいと思います。

町条例ということでございますので、非常に重要な条例になるだろうというふうに考えます。したがって、昨日新聞にも大きく報道されました。この条例がこれからおそらく学校教育に大きな影響をもたらす条例であろうというふうに考えますが、このあり方検討の「あり方」というのはどこまでを含めて「あり方」と、今部長からそれぞれ説明がございましたけれども、その程度で留まるのかどうかということも疑問ですので、その「あり方」という捉えを、まず一つお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本偉） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） この関係は、先ほどもご説明申しあげましたが、幕別は合併によりまして小中学校が1校ずつ増えて全部で15校というふうになりました。ここで、今後の将来計画にあわせて見直すものは見直し、新たに取るものは方向性を定めていきたいと、基本的にはそういうふうに思っております。

特に札内地域では大規模な宅地開発が行われておりますので、通学区域の見直しが必要だというふうに思っておりますし、一方小規模校では児童生徒数が減少している学校もあるということで、条例第2条にはありますように、町内小中学校の適正規模と適正配置、それから通学区域などについて諮問していきたいというふうに考えております。

検討にあたりましては、先ほども申しあげましたが、幼・小・中連携、それから選択制の問題も視野に入れながら2部会に分けて検討をいただきたいと、そんなに教育委員会といたしましては全町的な再編計画ということではなくて、札内地域の問題と小規模校の問題、この2つの問題がネックにあるんだろうというふうに思っておりますので、この辺についてご検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（坂本偉） 佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 条例ということですので、先ほどもお話ししましたように非常に重いものだというふうに私どもは捉えております。

それで、条例と直接関係あるかどうかわかりませんが、十勝管内、全道としてこういう取り組みがなされているのかどうかということですね。道教委として今後どういうふうな方向でいっているのか、その関わりがあったのか、なかったのか。このことについてもお伺いしたいと思います。一つは、合併によってということになれば全道的にこういう問題が各町村で起きているのではないかというふうに考えますが、そこら辺の押さえはどういうふうになっているか、本町独自で考え出したことなのか、そこら辺も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本偉） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 全道的な例、あるいは管内的な例、ちょっと申しあげますと、十勝管内では隣の豊頃町が茂岩小学校と豊頃小学校の統合という形でこういった検討会を作っているように聞いております。それから帯広市も今再編計画に取り組んでおりますので、こういった機関を作って、委員会だと思えますけれども、審議会でしょうか、そういった機関を通じて答申をいただいているというような方向だというふう

に聞いております。

ただ、合併絡みということもございますけれども、幕別町の状況は今言ったように札内地域の団地造成、それから小規模校の児童生徒数の減、こういったことからきておりますので、全道の各町村が全てこういった状況になっているのかと申しますとそうではなくて、地域地域の事情があるのかと思っております。ちなみに旧忠類村では30年も前に学校統合が既に終わっておりますし、その地域地域によって状況が違いますので、これは幕別町だけの学校あり方検討会条例というふうに認識いただければ結構かなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（坂本偉） 他に質疑ございますか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 2条の4番目に前段の3つ以外に関わっては必要と認める事項については教育委員会がそれを認めていくという形で、4番目項目入れてあるのですが、今のお話を聞く限りではこのあり方検討会というのは1番、2番、3番が重点的だという理解はできるんですよね。ただ、全国的なあり方検討会を調べてみますと、やはりさっき言ったように、全町の教育に関わるあり方検討会を設置されているところはかなり多いんですよ。そうした場合に、この条例であり方検討会が、この1、2、3の3つ、適正規模と適正配置と通学区域、これが重点的になった場合、これ以外のもっと教育方針に関わる大きな問題がいっぱいあるはずですね。これは教育執行方針にも書かれていますけれども、そういったものをこういう条例に基づいて全町で検討していく検討会は他に私はないのではないかと思うんです、現時点では。そうした場合には、この（4）を拡大解釈していくとですね、この1、2、3に関わらず、今後の教育全般に関わってのあり方の検討に結びついていくことを私は一番望みますけれども、その辺の解釈は今の部長の説明ですとあまりないように思われるんですが、その1、2、3の項目が終わったらこのあり方検討会の使命は果たしてしまうという理解でいいんですか。

○委員長（坂本偉） 教育長。

○教育長（高橋平明） まず、このあり方検討会というそのもののことですが、なぜ条例にしたかということですね。専門委員という位置付けで、教育委員会が諮問する事項について専門委員にお願いをした。そういったことから条例設置という形をとらせていただきました。基本的に言えば検討会を設置する条例であります。

それから、第2条の第4項で現在私どもで予定しておりますのは、先ほども申しあげておりますように、例えば幼稚園と小学校、あるいは小学校、中学校、さらには中学校、高校の連携教育、あるいは一貫教育、こういったものが実現できるかできないか、そういったものについては、この幕別は幕別地域、札内地域、忠類地域とありますので、そういった地域との関連もあります。そういったものの検討もこの中で一緒にしていただきたいという思いがあります。

ですから、まずは教育委員会の諮問機関としては位置付けをいたします。ただ、諮問する事項については、その時々、その時代時代において変わってくると思います。

現状、私どもが諮問したいのは、今回諮問をお願いしたいというところは、適正規模、適正配置、あるいは通学区域、さらにその小中学校の連携事業、この4点をこの度は諮問をしたい。ですから、条例でありますから条例そのものは残ります。ただ、1回諮問する事項についてはその諮問事項が終わった段階では解任されますけれども、さらにまた新たな問題が出て、諮問する事項が出てまいりますればまたその時には新たに任命をして、その諮問事項についての審議をお願いするという場面もありえるというふうに思っております。以上です。

○委員長（坂本偉） 他に。豊島委員。

○委員（豊島善江） 帯広で適正配置が発表された時に、地域から大変色んな声が出ていたということが新聞やなにかで報道されていました。そして、この適正規模だとか適正配置ということは、ものすごく縮小されるというんですか、統廃合されたり、なくなってしまうたり、そういう地域には非常に大きな影響を与えると考えるんですよね。

それで、先ほど説明の中で、地域住民の声も聞いてということも説明の中でありましたけれども、その地域住民との関係はどのように考えられているのか、もう少し具体的にお聞かせください。

○委員長（坂本偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） まず地域にアンケート調査、あるいは学校協議委員の組織を使いまして、具体的に学校に関わるご意見として頂戴する、あるいは児童生徒に対して聞く場面も設定したいというふうに考えております。

地域からもご意見、過去の統廃合の時にも色んなご意見をいただいているという経緯もありまして、まずはご意見を伺うというスタンスを保ちながら、そこは意見の集約をしていきたいと。それとは別にこの検討会は検討会としてまた集約をするということになるろうかと思えます。

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 学校の統廃合だとか適正配置の問題というのは、本当に後にしこりが残るような解決の仕方をしてしまったら絶対にだめだと思うんですね。そういう点では、今お話があったように、本当に丁寧すぎるほどの地域との接触というんですか、そういうものが必要でありますし、そういう地域の声をしっかりと吸い上げる中で、平行してやっていくという、そのことをきちんとやっていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（坂本偉） 佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 中身に入るといってということでお伺いしようと思っていたのですが、先ほど永井委員の方からも出されました。第2条の問題ですね。これが大きな目的であり、これを主としてやっていくんだという押さえ。これは統廃合によって、合併等によって当然で出てくるし、少子化問題も含めて今後そういう流動的な考え方をもっていかなければならないということは押さえておりますし、大事なことだというふうに考えます。

ただ、この中の第2条の第4項、先ほど永井委員の方から、ここで留まらないでもっと入っていくことが望ましいという声がありました。

私はこれを大きく懸念するんですね。ということは、教育委員会が特に認めるとした場合にどのところまで食い込んで審議されるのか、諮問されるのかという問題をはっきりしておかないと、例えば、こんなことはないと思いますが、教育課程の問題まで踏み込んで考えようとか、この新聞に出ていますけれども、全体的な学校の再編成計画の中で、通学を自由にしてはどうかというようなところまで踏み込みたい、これは記者が書いたのか当局が言ったのかわかりませんが、そういう問題もある。

いみじくも、次期総理になるだろうという安倍さんあたりが、この教育問題について特に市場原理を生かした子どもたちが自由に学校を選ばれるような体制を作っていきたいという構想があるんですね。その先取りのような感じもしないわけではないし、本町としてそこまで踏み込んでやる意図は何なのかということも含めて、この第2条の第4項、具体的にもし挙がるとするならばどうなのかという問題。

それともう一つは組織の第3条ですね、この15名の役員、役員というかあり方検討会の会員の選考の仕方ですね。これも公募によって3分の1を占めてあとは10名の方をそれぞれから選ぶと。ここに各学校長というふうにございます。各学校長、今学校も15ありますから。その中からどういうふうな形で選考して、ど

ういう方々が参加されるのかということも重要ですし、ここには現場の教職員というのは全く出ていない。

これは現場の教員というのは6年や7年で転勤をするわけですから、固定的ではないけれどもやはり実際に現場にいる教師がどう考えているのかと。地域も含めてですね。そこら辺も非常に重要なのではないかと思います、それが公募によるものに入るのか、その他に入るのかですね。そこら辺の考えもあれば伺いたいというふうに思います。

○委員長（坂本偉） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 後段の第3条の委員15名の関係ですけれども、委員につきましてはそこに記載されてありますように、識見、校長、PTA、団体の役職員、公募というふうに分けて15名を想定しているということであります。

特に第4号の町の区域内の公共的団体の役員及び職員のところでは、私どもが考えておりますのは公区長、学校評議員、保育所の保護者の方、そういった方々を想定しておりますが、いずれにいたしましても公募委員以外は私どもの方で選んでお願いする形にしておりますので、識見ひとつくりでも良かったんですが、どういう立場で選ばれたのかを明確にするために細分化させていただいたということでもあります。

それから、教員の問題につきましては、私ども想定しておりますのは、公募あるいはその他という部分で教職員が入ってくるのかなというふうな想定をしているところであります、こういった形にさせていただいたところでもあります。以上です。

○委員長（坂本偉） 教育長。

○教育長（高橋平明） 第2条の第4号の関係でございますけれども、委員の心配されているというかですね、幕別の学校のあり方、これは学校の、です。学校が経営する内容ではありません。学校経営の内容にまで踏み込むものでは当然ありませんので、教育課程ですとかそういった問題については、この会議では全く扱う事項ではありません。

先ほども言いましたように、教育委員会が全町的な問題として抱える、例えば通学区域ですとか、あるいは学校の再編計画、これは当然町としての問題です。そういったものについて、それぞれの方から色んな考え方の答申をいただくと。答申をいただいた上で、それを元にして私どもは例えば再編計画、あるいは通学区域の計画、こういったものを作っていくということでもありますので、学校経営そのものについての諮問というのはもちろんありえません。

私どもが学校再編についてなぜ必要性を感じているのかというのは、3月の議会の時から述べさせていただいておりますけれども、既にそういった声が地域からも上がってきている現状もあります。あるいは、例えば子どもの数が10人を切る学校というのはもうすでに想定されているわけですね。その時期がいつかという、平成21年になります。そこを見据えますと、この時期に計画を作らないと当然その時期になって慌ててしまう、そういった事態も起こりえないということになっています。

ですから、私どもは計画がない上で地域にお示しすることもできません。早めに計画を作って、それを地域の方にお知らせし、あるいは町民の方にお知らせをして、それを元に色んな話し合いをしていきたいというふうにも思っております。

過去にも幕別町、それぞれ色んな統合を実施してきましたけれども、教育委員会から統合しなさいと押し付けた統合は1件もありません。それぞれ地域の方に納得をいただいた上で、地域の方からぜひ統合を進めてほしいというご意見をいただいた上で、今までも実施してきております。その基本方針は私どもも変えるつもりはありません。以上であります。

○委員長（坂本偉） 佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 何回もくどいように申し訳ございません。非常に大事なことなので、細かいことま

でお伺いしておきたいという思いがあるものですから、お伺いしたいと思いますが、今言われた問題の中で、やはりここに出された3項目については遅かれ早かれ検討しなければならない事項だろうと。これも町民の声としてあることだし、将来的に町づくりの中でも大事なことだというふうに思います。えてしてこういう問題が、こういう条例等が作られると、憲法でもよくそういうことが言われるんですけども、解釈の仕方でも色んなことに適用されるという場合が出てくるわけですね。そこら辺をやはりしっかりと押さえておかないと、将来的にどういう考え方もそこに取り入れて町民の声としてやっていくというようなことになった場合に問題点が起こるのではないかと。

幕別の良いところは、前に起こった評議委員会の問題、これなんかは幕別町独自で素晴らしいものを作ったわけですね。そして全道はもちろんですけども、全国的にもこれを学ぼうという委員会、地域が出てきたりしたことがあったわけですね。そういった方向にもっていけるような体制がしっかり固まっているかどうかということが、非常に大事なことだというふうに思います。

したがって、条例としてやはり将来的にこれを位置付けていくとすれば、そこら辺のところをただ曖昧にこの3項で終わるんだという押さえでいいのかどうかということも、やはりどうしても懸念される問題点が出てくる、そしてやはり、これは私が現場から出てきたからということではなくて、教職員の現場の声がですね、例えばここに3条の2項に小中学校長及び教員とか、そういう形がもし出れば非常に幅が広がったんであると思う。そこら辺の押さえ、何でもないのでですけども、そういった押さえがどうだったのかという、そこまで検討されたのかどうか。ただ一般公募で教員が来ればそれを採用しようというんでなくて、ここに現場の教員を位置付けて実際に中に入って検討してもらおうというようなことを、この条例を位置付ける時に吟味されたのかどうかということも、非常に懸念される場所なんです。そこら辺も含めて、もし考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本偉） 教育長。

○教育長（高橋平明） 先ほどから申しあげておりますように、これはあくまでも教育委員会が諮問をお願いする機関であります。ここでは答申という形で、どんな形になるかはわかりませんが、諮問事項に対して答申をいただく。それに基づいて、例えば、全く再編の、今の現状のままで良いという答申であれば当然計画づくりは進めません。ただ、色んな問題点が表れているという答申をいただければ、計画づくりを進めなければならないわけです。そういった部分の幕別町内の学校、これは学校数ですとか学校の位置ですとか、それからそういったものについて当然町民の声を聞いて進めなければならない事項ですし、計画づくりを教育委員会としても進めなければならない。計画づくりのための諮問をするということですね。

その中で、当然この検討会だけの意見を聞いて計画づくりをするわけではありません。答申をいただきます。ただ、いただいた答申について色んな町民の方ですとか、色んな関係機関、これは学校評議員もそうですし、色んなところの意見を聞いてから計画づくりを作る、そして計画を皆さんの前にお示ししたいと。計画づくりをするまでには答申をもらったからすぐ計画ができるというものでもありません。色んな方の意見を聞いて、あるいは教育委員会内部、行政との調整という部分も必要になってくると思います。そういった部分の基礎の部分であります。

ですから、委員のおっしゃることはよくわかるんですけども、あくまでもそれは一過程であります。最後の目標に向かうための一過程であって、それ以外の手法というのはこれからも取っていかなければならない。

ただ、これは条例というのは、前段申しあげましたように委員の立場をまずしっかりしたものに位置付ける。端的に申しあげれば、委員報酬を支払うためには条例設置しなければ報酬を支払えませんので。あるいは身分保障、公務災害関係。そういったものですから、これは専門委員としての条例設置をお願いするとい

う形であります。以上であります。

○委員長（坂本偉） 他にございませんか。堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 今回、この「あり方」ということで非常に捉え方が、色々と佐々木委員、永井委員からもご指摘があったと思います。教育の風は幕別からということで、日夜皆さん努力されているとは思いますが、そういった意味で第2条の1号から3号を中心に今回考えていくということの中で、先ほど教育長からの説明のあった、幼・小・中ですとか、幼・小・中・高の連携というイメージがちょっとわからないんですよね。今回学校経営ですとか、学校教育というものが今回の中にはほぼ含まれていないということでしたので、それとは分かれたこの連携というのが、どういったものがイメージされているのか、その辺をちょっと詳しく教えてください。

○委員長（坂本偉） 教育長。

○教育長（高橋平明） 幼・小・中の連携と言いますのは、一般的に言うのは国語数学の授業で、小学校から中学校に行くと算数が数学に変わるわけですよ。あるいは中学校に行くといきなり英語科目が始まる。こういった問題があります。その時に、子どもたちが、例えば、幕別小中でしたら同じ子どもたちが中学校に行くわけです。ですから、中学校の先生が5、6年生の授業に数学の授業あるいは理科の授業で、中学校ではこういう授業をするんだよという模擬授業をしたり、あるいは小学校の先生が中学校に行く時に、この子どもたち、あるいは今いるこの学年の雰囲気がこういったものだよというのを、小学校と中学校の先生がスムーズに連携できるような方策、今やっていないと言われると、これはある程度のことはやっていますけれども、それがそのまま幕別町の連携事業として進めているわけでもないんです。

この連携事業が進んだものが一環教育と言われるものであります。これは中学校も高校も先生が交流で授業を行ったり、そういった形があります。そういったものを地域によってはできるというふうには私思っておりますので、そういったものについての検討もしていただきたいと思います。

基本はそこが基本になって、そうすることによって通学区域の見直しにも発展するのかなという部分も思っております。イメージ的にはそんな形です。

○委員長（坂本偉） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 一応確認なんですけれども、教育指導の内容までは若干踏み込むような、そうではないと。あとは、管内でも豊頃だとか帯広だとかというふうには、非常に動きとしては少ない中で今回この検討会の設置条例を上程されているようなんですけれども、時代時代の教育のあり方の斬新さだとか、あとは柔軟性というのを、それをここで調査審議したとして、それをさらに教育委員会の中でどう吟味していくのかというところまで、どういうふうには考えているのか。非常に今回は、ポイントが合併というキーワード、少子化というキーワード、それから札内造成というキーワードがこの条例の中で説明されているんですけれども、その時々にあったポイントがいくつかあろうかと思うんですけれども、検討会自体を存続させてずっと続けていくような形になっていくんですか。

○委員長（坂本偉） 教育長。

○教育長（高橋平明） 検討会に対しては諮問機関でありますから、当然諮問事項というのがあります。今回については、先ほどから申しあげているように適正規模だとかの諮問事項を4点から5点くらいになるうかと。その諮問事項について答申をいただいたら、答申をいただいた時点でその検討委員会そのものは解散をいたします。

それで、先ほどから申しあげているのは、今現状、私どもが諮問をしたいと考えているのは先ほどから申しあげているとおりであります。それ以外のことが今後、将来起こりえないかという、それはきっとあるんだなと思っております。あるどこかの時点でそういったような教育委員会が学校のあり方、これは学校の指

導内容というものではありません。先ほどから言っていますように、学校の数ですとか、どの位置に学校があったら適正なのかだとか、そういった重要な事項です。そういった部分について、もし色んなことが起こりえればその時点でその諮問をしたい。その事項について答申をいただければ、その答申をいただいたところでその会そのものは終了をするということになります。

ですから、諮問する事項がなければこれから先、一旦終わればそれから先いつ開催されるかというのはその時点でなければわからないということになります。

通常の専門委員ですと、例えば1年ですとか2年ですとか期限を区切るわけですがけれども、このあり方検討会については、メンバーを変える必要が私はあると思っています。それぞれの諮問内容によって。あるいは公募委員の方もそれぞれの事項について、私はこの事項なら参加したいという方もいらっしゃると思います。そういった意味で、一つの諮問事項に対してはその検討会、例えばAの検討会がそこで終わる、Bの事項に対してはBの検討会を新たに立ち上げてまたそこで終わるとい、そういった形の想定をしているわけです。

○委員長（坂本偉） 他に。佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 何度も申し訳ございません。帯広もああいう動きで大分新聞を賑わしていたんですけども、あそこも条例じゃないんですよ、帯広は。それから豊頃もおそらく条例ではないと思うんですよ。検討する会か規則か何かよくわかりませんが、そういうことだろうと。

それでちょっとお伺いしたいんですが、道教委が将来これらのことについて10月、11月頃に指針を出したいというふうな動きがあるやに聞いているんですが、本町はそれを前取りして10月まで、11月までに何とか形を作りたいという押さえが、非常に積極的に聞こえるんですよ。

道教委はおそらくこれはまだ全道的にもないし、全国的に先ほど言われたけれどもやっているところがあるんですが、青森県が盛んにやっているというふうに言われております。そういったことを受けて、今道教委が動き出しつつある時に、10月、11月頃に指針を出そうというしている時に、本町がこれを位置付けて条例化していくということについて、非常に進歩的なのか、何なのかよくわかりませんが、教育に対するねらいは、今後のことについての考え方は非常に良いと思いますけれども、そういった面で若干疑問な点があるんですけども、道教委の考え方について押さえているところはありますか。

○委員長（坂本偉） 教育長。

○教育長（高橋平明） 北海道が出そうとしているのは小中学校の学級数のガイドラインですね。これについては出すということは、私たちは承知しておりますけれども、これが強制力を持つというようなものではないというふうにも理解しております。

先ほど申しあげましたように、現実私どもの町で10人を切る学校というのが3校出てきます。例えば子どもが10人を切るということは、校長先生と教員2名しかいないわけですよ。小学校では。要するに、3名の学校職員で9名以下の子どもたちを見なければならぬ。そういった教育環境が私は悪いとは思っていませんけれども、地域の方にとってみれば、子どもたちをもうちょっと大きな学校に通わせたいという気持ちが私はあると思うんです。そしてそういった声が現実に私どもの方にも届いております。

ですから、21年にそういう事態になった時に色んな話を、例えば私どもの方で計画づくりをしたのでは遅いと思っています。今のうちに計画づくりを進めたい。計画づくりですから。統合するとかしないとかではないんです。統合するしないはあくまでも地域の方の決定に私は従おうと思っています。ただ、教育委員会として何の策も持たずにとすることはできないというふうに思っていますので、その教育委員会として計画づくり、策づくりを今早急に進めなければならないというふうに思っております。

私どもの考えているこのことと道が考えているガイドラインについては、全く関係はないというふうに理

解をいただきたいと思います。

○委員長（坂本偉） 他にございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ないようでございますので、これで質疑及び意見を終了させていただきます。

次に討論を行いたいと思います。

討論ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ないようでございますので、次に採決に入りたいと思います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第57号の審査を終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

（10：39休憩）

（10：40再開）

○委員長（坂本偉） それでは休憩を解いて再開をいたします。

2番目の付託されました陳情の審査について、陳情第2号「国を愛する心を強制する教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情、これについて、継続審査でございますが審査に入りたいと思います。

本陳情につきましては、前回の委員会から大分期間が経過しております。ここでもう一度各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見ございますか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 陳情第2号にかかっては前回の委員会では閉会中の継続審査という形で今日を迎えるに至っているんですけども、国の動向等、皆さんもご承知だと思います。

現況の中ではこれに対しての結論を出していくにはちょっと状況不足だという、色んな条件的な不足がありますので、私としては、本来であれば会期中ですから会期中の継続審査というのが前提なんだろうけれども、26日で今定例終わりますね。そうすると、その含みの中には閉会中ということも当然入ってきますので、会期中、閉会中については、現況の中では会期中にしなければならないんですけども、そういった意味合いも含めて、私は継続審査にすべきかなという考えをもっています。

○委員長（坂本偉） 今、永井委員の方から継続審査という意見がでましたけれど、これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 中身を吟味するという意味で継続審査というのは結構だと思う。ただ、これ会期外で12月まで延ばすとなると問題点があるだろうと思うんですよ。

したがって、継続であっても会期中でおそらく結論を出す必要があるんじゃないのかなと。陳情者の方からしたら。そういった感じをもっています。

継続審議については異論ございません。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 色んな意見があるかと思うんですが、陳情した人の気持ちを考えますと、今国の方の

動きでは、9月26日には臨時国会が開かれて、次の首相になるであろう人はこれを積極的に成立させるという姿勢でやっていくんだと、こう言っておられるんですよね。そうだとすれば、こういう教育基本法の改正をしないでほしいという、そういう陳情だとすれば、継続、継続で延ばしていくことが、陳情した人の意図にそぐわないことになるのではないかとも思うんですよね。

継続してしっかりと審議していくということについては、そういう方法もあろうではないかとは思いますが、私としては陳情者の気持ちを考えると、そうして延ばしておくことがどうなのかなと、そういうふうと思うんですけれども、皆さんが継続しようということであればそれで結構なんですけれども。

○委員長（坂本偉） 杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 私も継続を提案した立場でありますから、その責任は私も感じておりますが、私はもう少し国民世論として、あるいはそれぞれの地方でももっとこの問題について議論、間断なく世間で議論されるのかなと私は思っておりました。

ところが、一時そういう議論が盛んであったけれども消沈しました。それは内閣が辞めて変わるからということであるのか、私にはよくわかりませんが、しかしながら私が期待するような国民議論は世論の中に起きなかったですね。そういう喚起させるようなそういう動きもなかったように思います。

それからもう一つは、この問題は陳情する側、あるいはしない側というよりも、もっと広い範囲を物事を見つめて判断しなければならない問題であります。私はそう思っておりますから、これは良い悪いという判断づけは極めて日本の国民としての将来、それらを考えた、将来の日本人、こういうことをきちんと踏まえた上でこの時点での判断でなければいかんと私は思っていますから、継続的な審査というもの私は必要だとは思っています。

しかしながら、それがどちらかに偏ったような形で意見がまとめられるようでは、それは私は短い間にそれがどちらかの方向付けをするような判断が短い期間で求めるようなことは、私はするべきではないというふうに思っております。

ですから、陳情者の願意もわかります。あるいは、そうでない皆さん方の思いもきっと沢山あるわけですから、それも理解しなければいけません。そういうものをもっと網羅的に考えるべき陳情内容ではないかなと。あるいは国民の問題ではないかなと、そういうふうに思っていますから、他の陳情の扱いとは、この関係は違ふと私は捉えております。

○委員長（坂本偉） 暫時休憩いたします。

（10：47休憩）

（10：49再開）

○委員長（坂本偉） それでは休憩を解いて会議を開きます。

今、皆さん委員の方から意見が出ましたけど継続審査ということで、日程的に15日本会議終了後に継続審査することで決定としてよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（坂本偉） それではそのように決めさせていただきます。

それでは、続けて審議をさせていただきます。

次に陳情第7号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出を求める陳情を議題として、審査いたします。

先の定例会の開会日に陳情の要旨が出たわけでございますが、若干時間をおいて、熟読する時間をおきますか。よろしいですか。

それでは陳情の趣旨について熟読する時間を10分として11時から、休憩して再開いたします。
暫時休憩いたします。

(10:50休憩)

(11:01再開)

○委員長（坂本偉） それでは休憩を解いて会議を開きます。

本陳情についての各委員のご意見を伺いたと思います。ございませんか。

大野委員。

○委員（大野和政） 読ませていただいた限り、このとおりでないかと思えます。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 私もそう思えます。

○委員長（坂本偉） 他にございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（坂本偉） ないようでございますので、これで終わります。

それでは、採決に入りたいと思えます。

本陳情について、採択することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（坂本偉） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は採択することに決定いたしました。

それでは、3番目のその他について入りたいと思えます。所管事務調査の決定について、決めさせていただきます。

(所管事務調査は、総合企画及び総合調整に関する事項、広報・公聴に関する事項)

11:07 閉会